

事業運営方針と 収入支出予算が決まりました

事業運営方針案と収入支出予算案が2月19日に開催された第198回組合会において審議され、可決承認されました。その概要をお知らせします。

健康保険料率は102/1000を維持、経常収支では12億円超の赤字となりますが、法定準備金を9億円繰入れ、健保連から3億円の組合財政支援交付金を受入れての予算編成となりました。

一方、介護保険料率は、子ども・子育て支援金の負担が増えることから、1/1000切り下げで17/1000としての予算編成となりました。

厳しい財政状況ですが、今後も特定健診・特定保健指導などの保健事業をはじめ、組合員の健康維持のために積極的な事業運営を行っていきます。



令和8年度 事業運営方針

令和8年度は健康保険組合にとって大きな転換期となります。社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える仕組みとして、4月分より「子ども・子育て支援金」が新たに徴収されます。保険料率は国が一律で示し、令和8年度は2.3%、約6,000億円負担し、10年度には4%と段階的に引き上がり、約1兆円を保険者から徴収することになりました。診療報酬は、物価・賃金等の変化、病院等の経営悪化に対応するため、本体改定率は30年振りに3.09%（8年度は2.41%、9年度は3.77%の段階的引き上げ）と大幅な引き上げとなりました。医療の高度化・高額化、平均年齢の伸びを考慮すると、ますます保険給付費の負担が増すこととなります。介護報酬も3年ごとの改定ではなく、職員の待遇改善等のため、臨時改定として6月より2.03%のプラス改定となります。このような状況の中で、協会けんぽが保険料率の引き下げを行うことが決定されました。令和7年度の決算見込みでは、保険給付費・納付金の額の16.4%を国が補助しているため、準備金残高が6兆5,234億円、保有月数は約7.2か月と基準を大幅に上回ることができたためです。国からの過剰な補助については、健保連、全総協、東総協、健保組合が国に対し強く補助率の引き下げを要求し、健康保険組合に対しても財政支援を求めていく必要があります。

当組合の令和8年度予算は、実質保険料率が106.24%で、保険料率を引き上げて財政の健全化に向かわなくてはなりません。協会けんぽが保険料率を引き下げたこともあり据え置きとし、法定準備金より9億円の繰入れ、健保連より組合財政支援金として3億円を予算計上いたしました。保険料収入は平均標準報酬月額を7,800円、賞与額も一人当たり17,000円増加と見込み、1.63%、約3億9,000万円増加、保険給付費は平均年齢、診療報酬改定の影響もあり4.7%、7億1,240万円の増加、納付金は前期高齢者納付金が減少したことにより2億3,300万円の減少となりました。保健事業につきましては、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上を目指し、加入者が運送業界であるため、その特性を考慮し、人間ドック、家族も含めた生活習慣病健診、脳MRI健診、糖尿病・高血圧・腎不全等のリスクが高いことから重症化予防、胃がん健診、インフルエンザ予防接種、レディース健診、禁煙サポート、ICTを活用した健康・予防支援情報サービス「トール元気」、熱海保養所を利用した宿泊型セミナーなど協会けんぽにはない事業を積極的に行ってまいります。また、新規事業として人間ドック等でオプション契約の内視鏡検査（胃・大腸）を受けた場合に5,000円の補助を行います。

介護勘定におきましては、令和7年度末において準備金保有率が1,091.38%となる見込みで、介護報酬の改定が行われても安定的に運営できること、新たに子ども・子育て支援金負担が増えることから、保険料率を18%から17%に引き下げることをいたしました。

運送業界は慢性的なドライバー不足です。加入者の健康の保持・増進のため、事業主と連携して健保組合に求められるニーズを把握し、適切な事業運営に努めてまいります。

1. 諸経費の削減

予算の執行にあたっては、資金の効率的な運用に努めるとともに、従来の事業の分析・評価等を行い効果が希薄と思われる事業を見直し、効果的に実施するよう努める。

2. 保険料の納期内納入の促進と滞納の防止

保険料の徴収は、適正かつ計画的に行い、口座振替納入の促進を図るほか、滞納整理を積極的に実施し滞納防止を図る。

3. 保険給付の適正化

診療報酬明細書（レセプト）及び柔道整復療養費の不適正な医療費を排除するため、効果的な点検調査を実施する。また、医療費通知により医療費に対するコスト意識の高揚とともにジェネリック医薬品の使用促進に積極的に取り組み、医療費の適正化に努める。さらに、傷病手当金等の現金給付等は関係資料との照合確認、調査等により適正な支給に努める。

4. 被保険者資格及び標準報酬の適正化

保険料および保険給付の基礎となる被保険者の標準報酬の適正な把握に努め、特に定時決定時における正確な調査により適正を期する。また、無効となった資格確認の回収や被扶養者の認定の適否を確認するため、被扶養者確認調書の提出と資格確認書の検認を毎年実施する。

5. 保健事業の積極的な推進

生活習慣病に着目した疾病予防の重要性が一層高まっていることを踏まえ、特定健診・特定保健指導をはじめ、生活習慣病健診、日帰り人間ドック等の疾病予防に取り組み、被保険者及び被扶養者の健康保持・増進に努める。

6. 個人情報保護管理及び事故防止対策の強化

個人情報保護法によって、加入者情報をはじめ、適用、現金給付、レセプト、健康診査及び健康管理関係情報の個人情報保護管理に努める。また、事故防止についても万全を期す。

7. 広報活動の積極的な推進

健康保険組合事業の円滑な運営を図るため、制度の目的、内容、現状について計画的かつ効果的な広報活動を推進する。

8. 対外活動及び職員の資質の向上

健康保険組合の関係団体である健康保険組合連合会、東京都総合健康保険組合協議会等と連携を保ち、諸情報に対応する。また、各種研修会に積極的に参加するなど職員の資質の向上に努める。